

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年3月25日提出
【計算期間】	第5特定期間（自 平成20年6月26日 至 平成20年12月25日）
【ファンド名】	おきなわ かりゆしファンド
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル8階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル8階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、沖縄経済に関連の深い企業の株式等を含む日本株式等、および先進主要国のソブリン債を中心とするグローバル債券に原則として等金額投資をする一方で、株式・債券の先物取引等や為替予約を通じたアクティブ・ヘッジを行うことにより、リスク軽減とともに信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目標に運用を行います。

② 信託金の限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

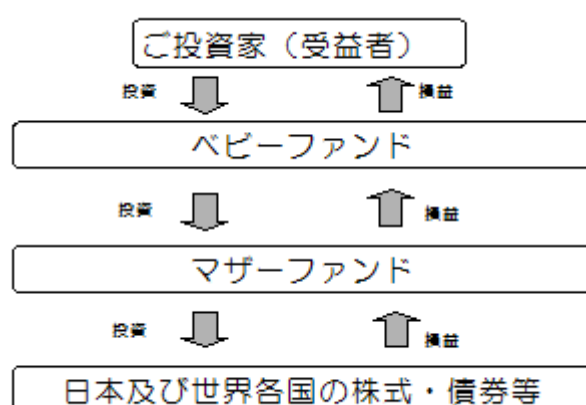
当ファンドは、追加型株式投資信託／バランス型^{※1}に分類されます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式^{※2}により運用を行います。

※1 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは、公社債等中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

※2 「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を親投資信託（マザーファンド）の受益証券に投資し、その実質的な運用を親投資信託にて行う仕組みです。

<ファミリーファンド方式の一般的図>



④ ファンドの特色

1. 沖縄関連上場株式^{※1}、ユナイテッド日本株式マザーファンドおよびユナイテッド・グローバル債券マザーファンドの各受益証券を主な投資対象とし、先物取引等を利用した機動的なヘッジを行うことにより、安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
2. マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式および外国のソブリン債（政府・政府機関等の発行する債券）を中心に投資します。
3. ヘッジ戦略については、日本株式は50%ヘッジ、グローバル債券はゼロ%ヘッジを中心として、

市場見通しに応じてアクティブにヘッジ比率を変更します。^{※2}

※1 沖縄関連上場株式とは

沖縄県内に本社、本店またはこれに準じるものを置いている企業が発行する上場株式、または、沖縄県内に進出し雇用を創出している企業が発行する上場株式

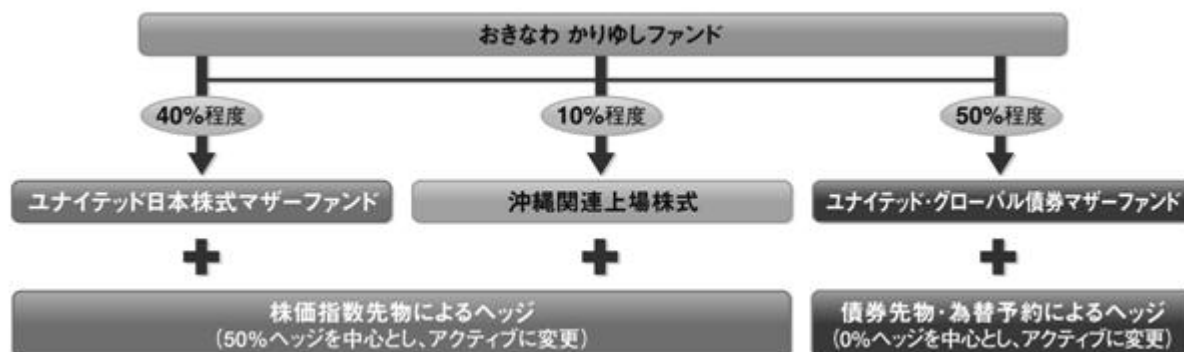
※2 アクティブヘッジとは

相場の上昇時には、ヘッジ比率を下げることで相場上昇の一定程度を享受し、相場の下落時には、ヘッジ比率を上げることで下落相場に左右されにくくする運用方法です。

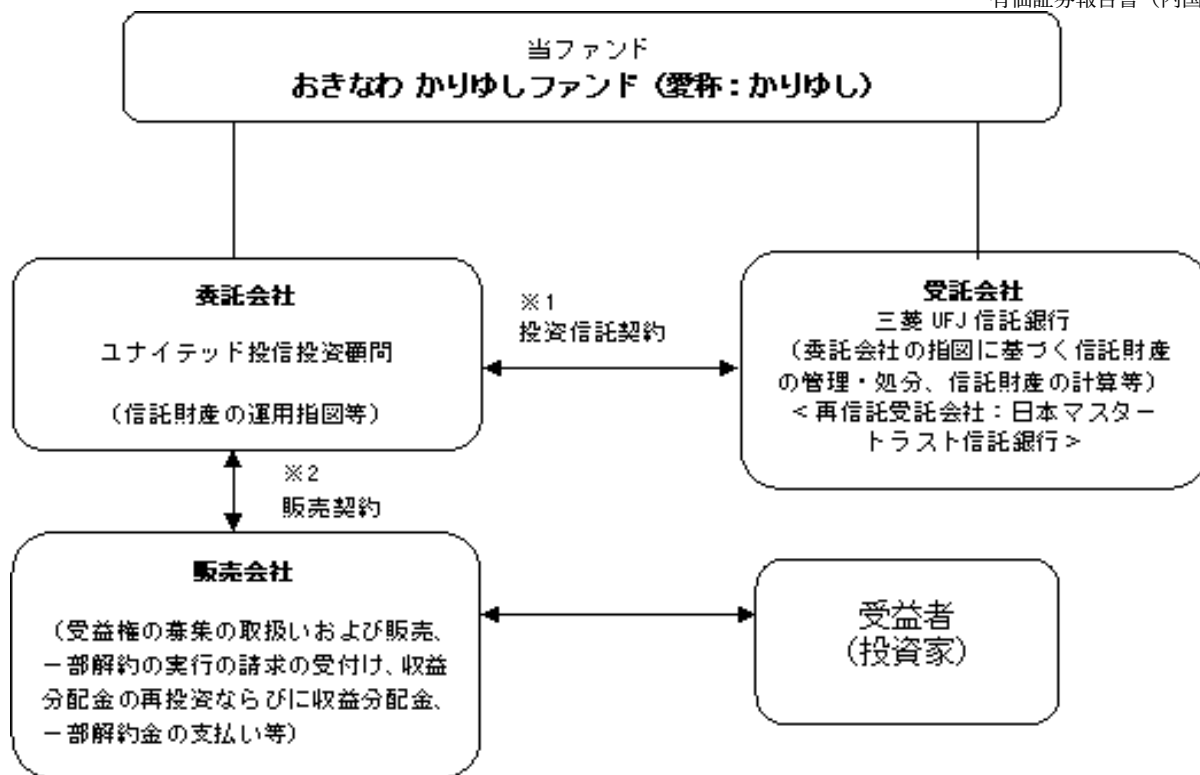


(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの投資対象



② ファンドの関係法人



※1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

※2 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

③ 委託会社等の概況

(A) 資本金 10億3,000万円（平成21年1月30日現在）

(B) 沿革

平成11年9月17日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。

平成11年10月26日 証券投資信託委託業の認可取得。

平成12年10月6日 オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。

平成16年1月20日 投資顧問業者として登録。

平成17年3月30日 日本アジアホールディングス株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。

平成19年9月30日 金融商品取引業者として登録。

(C) 大株主の状況

（平成21年 1月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ 株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資方針

主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象	基本資産配分比率
沖縄県関連上場株式	10%程度
ユナイテッド日本株式マザーファンド	40%程度
ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド	50%程度

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

また、市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

(A) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a) 有価証券
- b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りします。）
- c) 約束手形
- d) 金銭債権

(B) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券

委託者は、信託金を、ユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の（A）から（B）までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の（C）から（U）までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

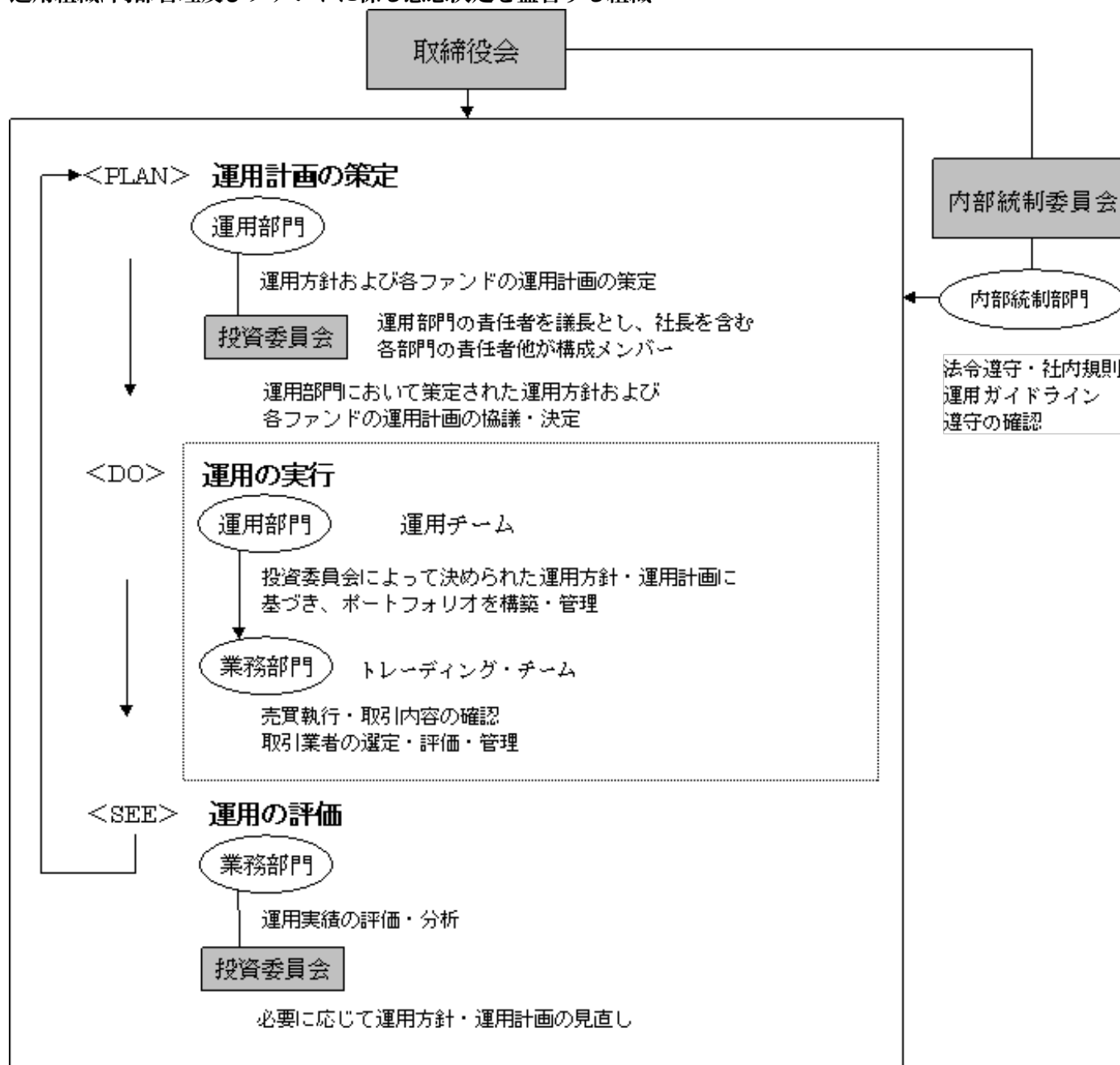
- (A) ユナイテッド・日本株式マザーファンドの受益証券
- (B) ユナイテッド・グローバル債券マザーファンドの受益証券
- (C) 株券または新株引受権証書
- (D) 国債証券
- (E) 地方債証券
- (F) 特別の法律により法人の発行する債券
- (G) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (H) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (I) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (J) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- (K) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (L) コマーシャル・ペーパー
 - (M) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。および新株予約権証券
 - (N) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (O) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (P) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (Q) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (R) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (S) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (T) 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (U) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ③ 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
- (A) 預金
 - (B) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (C) コール・ローン
 - (D) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)【運用体制】

①当ファンドの運用体制は以下の通りです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程

- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（4名程度）、顧客とのリレーションを担当する顧客部門（7名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等を作成担当する企画部門（5名程度）、ファンド計理・運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）・トレーディングを担当する業務部門（7名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準に維持に努めております。

※上記の運用体制は、平成21年1月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

- ① 年4回の決算日（毎年3月、6月、9月、12月の各25日、ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り分配を行います。
 - (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
 - (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - (C) 留保益の運用について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における損益は、次の方法により処理します。
 - (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として、積立てることができます。
 - (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - (C) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、約款において以下の投資制限を設けております。

- ① 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第29条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、株式、債券、株価指数先物取引・債券先物取引（以下、「先物等」といいます。）などの値動きのある有価証券等に、直接またはマザーファンドを通じて投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、国内外の政治、経済、社会情勢等により価格が下落した場合には、その影響を受け、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

② 金利変動リスク

債券は金利変動の影響を受けて価格が変動しますので、基準価額が値下がりする要因となります。債券の価格は、概して金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動の影響が大きい傾向にあります。

③ 為替変動リスク

マザーファンドを通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

④ 流動性リスク

組入証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。

⑤ 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またそうした事態が予測される場合には、当該有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥ カントリーリスク

外貨建資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑦ 先物等のリスク

先物等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当ファンドの基準価額が変動する要因となります。一般に、先物等を買建てている場合にお

いて、先物等の価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆になります。）。

⑧ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、親投資信託に投資する他のファンドの資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

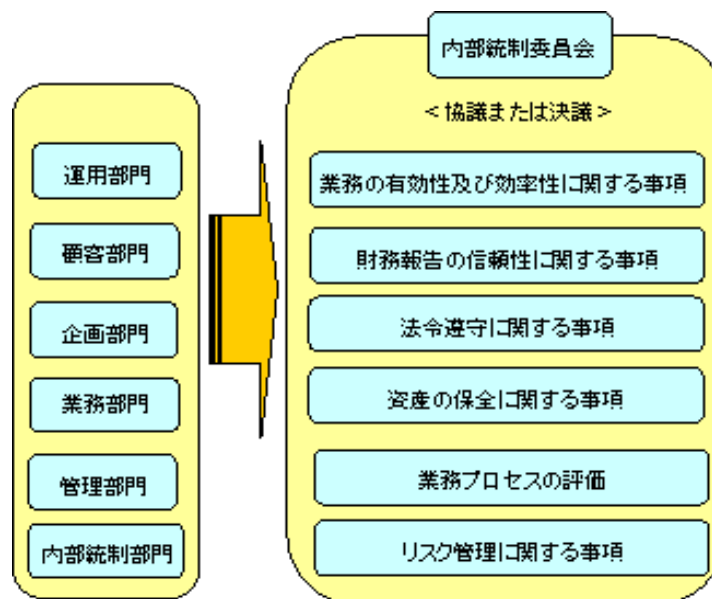
委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドのリスクおよび損益状況については、資産配分や銘柄選択などのリスク特性ごとにそのリスクを推定し、当ファンド全体でどの程度のリスクを、どの部分で取っているのかを常に把握します。また、組入資産ごとに、損益がどの程度なのかを把握できるようにし、下落リスクの管理に役立てます。

上記に加えて、コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、以下の各部門においてそれぞれの責任者のもと、日々ベースでリスク管理を綿密に行います。



※ 上記の管理体制は、平成21年1月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、2.625%（税抜2.500%）の率を上限にして、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

信託財産の純資産総額×年1.785%（税抜 年1.700%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
------	------	------

年0.861% (税抜 年0.820%)	年0.084% (税抜 年0.080%)	年0.840% (税抜 年0.800%)
-------------------------	-------------------------	-------------------------

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

② 実績報酬

当ファンドでは、運用の実績に応じて実績報酬を受領します。

委託会社は、各決算日（毎年3月25日、6月25日、9月25日および12月25日、休業日の場合は翌営業日）におけるファンドの実績報酬および収益分配金控除前の基準価額が目標基準価額を上回った場合、その超過分の15%を実績報酬として申し受けます。

（実績報酬計算期間）

決算日（休業日の場合は翌営業日）における実績報酬および収益分配金控除後の時点を計算の起点とし、次の決算日（休業日の場合は翌営業日）の実績報酬および収益分配金控除前の時点を計算の終点とする3ヶ月間とします。実績報酬は各決算日（休業日の場合は翌営業日）に確定します。

（目標基準価額）

目標基準価額とは、過去の決算日におけるファンドの実績報酬控除後収益分配金控除前の基準価額の最高値を記録した時の当信託の基準価額を意味します。但し、当該最高値を達成した時点以降の決算日において実績報酬を計上せずかつ分配金が支払われた場合には、その分配金累計額を控除した金額を目標基準価額とします。

（計算式）

P_s ：起点のファンド基準価額、 $Max(P_s)$ ：起点の目標基準価額、 P_e ：終点の実績報酬および収益分配金控除前ファンド基準価額、 R ：実績報酬率、 U ：起点から終点までの受益権平均口数とすると、

$P_e > Max(P_s)$ のとき、

実績報酬 = $(P_e - Max(P_s)) \times R \times U / 10,000$

（日次評価）

実績報酬計算期間中においては、投資家間の公平を期するため、未実現実績報酬を上記の方法により日々計算、洗い替えし、基準価額に反映いたします。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および諸費用にかかる消費税等、ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

上記その他手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個別元本について

- (A) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④ 個人、法人別の課税について

(A) 個人の受益者に対する課税

◇収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱い（配当所得）となる普通分配金に対し、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り特例措置により、普通分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間の収益分配金等が1万円以下のファンド等は合計額から除外されます。）が年間100万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）

の軽減税率による源泉徴収が行われます。当該合計額が年間100万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することが必要となります。申告分離課税を選択した場合、100万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

◇解約（換金）時および償還時に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用され、確定申告が必要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り特例措置により、上場株式等の譲渡益を含めた譲渡所得の合計額が年間500万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収選択））におきましては、申告不要です。譲渡所得の合計額が年間500万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので、特定口座（源泉徴収選択）においても確定申告が必要となり、500万円以下の部分については、10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

解約（換金）時および償還時の差損については、確定申告により、配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。なお、買取りにつきましても、譲渡所得の取扱いとなります。

買取り、損益通算の取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B) 法人の受益者に対する課税

平成21年3月31日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。平成21年4月1日以降は、7%から15%（所得税15%）の税率となります。

5【運用状況】

以下は、平成21年1月30日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類		国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式		日本	53,153,300	10.14
親投資信託 受益証券	ユナイテッド日本株式マザーファンド	日本	191,818,641	36.59
	ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド	日本	250,062,247	47.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）			29,184,888	5.57
合計（純資産総額）			524,219,076	100.00

（参考情報）

ユナイテッド日本株式マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,370,822,000	99.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		10,275,640	0.74
合計（純資産総額）		1,381,097,640	100.00

ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	カナダ	81,897,317	3.49
	ドイツ	324,182,956	13.84
	イタリア	146,946,072	6.28
	フランス	122,773,731	5.24
	イギリス	128,572,621	5.49
	スイス	88,160,860	3.76
	スペイン	126,747,963	5.41
	ベルギー	119,850,822	5.11
	ギリシャ	117,967,683	5.03
	ポーランド	40,166,154	1.71
	小計	1,297,266,179	55.36
特殊債券	日本	98,225,012	4.19
	ドイツ	91,072,350	3.89
	ノルウェー	88,985,835	3.80
	小計	278,283,197	11.88
社債券	アメリカ	83,057,625	3.54
	オランダ	110,666,187	4.73
	小計	193,723,812	8.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		574,156,633	24.49
合計（純資産総額）		2,343,429,821	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	数量 (口数又は株数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ユナイテッド・グローバル 債券マザーファンド		189,627,851	1.4054	266,514,379	1.3187	250,062,247	47.70
2	日本	親投資信託 受益証券	ユナイテッド日本株式 マザーファンド		238,491,411	0.8980	214,165,287	0.8043	191,818,641	36.59
3	日本	株式	サンエー	小売業	6,300	3,430.00	21,609,000	3,350.00	21,105,000	4.03
4	日本	株式	沖縄銀行	銀行業	4,300	3,450.00	14,835,000	3,310.00	14,233,000	2.72
5	日本	株式	琉球銀行	銀行業	11,000	835.00	9,185,000	844.00	9,284,000	1.77
6	日本	株式	沖縄セルラー電話	情報・通信業	25	194,000.00	4,850,000	206,300.00	5,157,500	0.98
7	日本	株式	インターネットイ ニシアティブ	情報・通信業	28	103,700.00	2,903,600	98,100.00	2,746,800	0.52
8	日本	株式	沖縄電力	電気・ガス業	100	6,520.00	652,000	6,270.00	627,000	0.12

種類別及び業種別投資比率

種類	国内・外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	銀行業	4.49
		小売業	4.03
		情報・通信業	1.51
		電気・ガス業	0.11
親投資信託受益証券			84.29
合計			94.43

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません

③ 【その他投資資産の主要なもの】

為替予約取引

資産の種類	買建・ 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	133,370.50	11,761,045	11,941,993	2.28
	売建	スイスフラン	123,866.00	10,422,456	9,594,660	△1.83
		ポーランドズロチ	177,000.00	5,657,451	4,729,440	△0.90
		ユーロ	500,000.00	62,454,200	57,750,000	△11.02

(参考情報)

以下は、親投資信託受益証券の内容です。

ユナイテッド日本株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	30,000	5,666.15	169,984,774	3,650.00	109,500,000	7.93
2	日本	株式	日本製鋼所	機械	100,000	1,345.51	134,551,098	991.00	99,100,000	7.18

3	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	400,000	412.38	164,953,897	227.00	90,800,000	6.57
4	日本	株式	ニトリ	小売業	13,000	6,907.99	89,803,932	6,360.00	82,680,000	5.99
5	日本	株式	宇部興産	化学	390,000	232.24	90,577,433	198.00	77,220,000	5.59
6	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	31,000	3,040.00	94,240,000	2,435.00	75,485,000	5.47
7	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	31,000	3,880.00	120,280,000	2,435.00	75,485,000	5.47
8	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	135,000	917.00	123,795,000	510.00	68,850,000	4.99
9	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	20,000	5,880.00	117,600,000	2,960.00	59,200,000	4.29
10	日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	310,000	231.00	71,610,000	166.00	51,460,000	3.73
11	日本	株式	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	100,000	458.55	45,855,107	491.00	49,100,000	3.56
12	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,000	11,600.40	46,401,611	11,540.00	46,160,000	3.34
13	日本	株式	ローソン	小売業	10,000	4,780.00	47,800,000	4,460.00	44,600,000	3.23
14	日本	株式	任天堂	その他製品	1,500	47,350.00	71,025,000	28,300.00	42,450,000	3.07
15	日本	株式	岡野バルブ製造	機械	55,000	508.00	27,940,000	713.00	39,215,000	2.84
16	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	310,000	162.25	50,299,096	126.00	39,060,000	2.83
17	日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	120,000	401.63	48,195,789	318.00	38,160,000	2.76
18	日本	株式	明電舎	電気機器	145,000	313.00	45,385,000	248.00	35,960,000	2.60
19	日本	株式	山武	電気機器	21,000	2,100.51	44,110,865	1,658.00	34,818,000	2.52
20	日本	株式	ソニーフィナンシャルホールディングス	保険業	100	443,000.00	44,300,000	302,000.00	30,200,000	2.19
21	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	35,000	1,079.00	37,765,000	854.00	29,890,000	2.16
22	日本	株式	日本農薬	化学	35,000	672.00	23,520,000	607.00	21,245,000	1.54
23	日本	株式	新興プランテック	建設業	30,000	810.00	24,300,000	702.00	21,060,000	1.52
24	日本	株式	近畿車輛	輸送用機器	50,000	447.00	22,350,000	421.00	21,050,000	1.52
25	日本	株式	東京製綱	金属製品	100,000	224.00	22,400,000	207.00	20,700,000	1.50
26	日本	株式	富士通ゼネラル	電気機器	100,000	314.00	31,400,000	169.00	16,900,000	1.22
27	日本	株式	新晃工業	機械	70,000	470.00	32,900,000	205.00	14,350,000	1.04
28	日本	株式	S E Cカーボン	ガラス・土石製品	41,000	634.00	25,994,000	310.00	12,710,000	0.92
29	日本	株式	小池酸素工業	機械	60,000	328.00	19,680,000	210.00	12,600,000	0.91
30	日本	株式	ホシデン	電気機器	10,000	1,574.00	15,740,000	1,063.00	10,630,000	0.77

種類別及び業種別投資比率

種類	国内・外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	銀行業	19.50
		小売業	18.03
		機械	11.97
		保険業	11.94
		電気機器	10.67
		化学	7.13
		輸送用機器	5.25
		ガラス・土石製品	3.75
		その他製品	3.07
		非鉄金属	2.76
		石油・石炭製品	2.16
		建設業	1.52
		金属製品	1.50
		鉄鋼	0.01

合計	99.26
----	-------

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	5.5% DEUTSCHLAND REP	1,000,000	12,552.33	125,523,345	13,840.49	138,404,940	5.5	2031/1/4	5.91
2	スペイン	国債証券	6.15%BONOS OBLIG DEL EST	1,000,000	12,313.18	123,131,874	12,674.79	126,747,963	6.15	2013/1/31	5.41
3	ドイツ	国債証券	4.25% DEUTSCHLAND REP	1,000,000	11,677.77	116,777,724	12,477.81	124,778,176	4.25	2014/7/4	5.32
4	フランス	国債証券	5.5% FRANCE (GOVT OF)	1,000,000	11,896.12	118,961,241	12,277.37	122,773,731	5.5	2010/10/25	5.24
5	ベルギー	国債証券	4.25% BELGIUM KINGOM	1,000,000	11,481.37	114,813,714	11,985.08	119,850,822	4.25	2013/9/28	5.11
6	ギリシャ	国債証券	5.35% HELLENIC REPUBLIC	1,000,000	11,788.68	117,886,812	11,796.76	117,967,683	5.35	2011/5/18	5.03
7	オランダ	社債券	4.375% RABOBANK NEDERLAN	1,000,000	10,508.60	105,086,088	11,066.61	110,666,187	4.375	2021/6/7	4.72
8	日本	特殊債券	5.25% JAPAN BK INTL COOP	1,000,000	9,433.99	94,339,948	9,822.50	98,225,012	5.25	2016/3/23	4.19
9	ドイツ	特殊債券	4.25% KFW	1,000,000	9,098.28	90,982,800	9,107.23	91,072,350	4.25	2010/6/15	3.89
10	ノルウェー	特殊債券	4.375% EKSPORTFINANS	1,000,000	8,965.74	89,657,460	8,898.58	88,985,835	4.375	2009/7/15	3.80
11	スイス	国債証券	4.25% SWISS GOVT	1,000,000	8,428.73	84,287,360	8,816.08	88,160,860	4.25	2014/1/6	3.76
12	イギリス	国債証券	8.0% UK TREASURY	500,000	16,647.86	83,239,310	17,595.35	87,976,765	8	2021/6/7	3.75
13	アメリカ	社債券	4.875% GEN ELEC CAP CRP	1,000,000	8,184.87	81,848,700	8,305.76	83,057,625	4.875	2015/3/4	3.54
14	カナダ	国債証券	4.5% CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000	7,772.45	77,724,577	8,189.73	81,897,317	4.5	2015/6/1	3.49
15	イタリア	国債証券	6%BUONI POLIENNALI DEL	500,000	12,714.07	63,570,382	12,592.77	62,963,850	6	2031/5/1	2.69
16	ドイツ	国債証券	3.75% DEUTSCHLAND REP	500,000	11,460.57	57,302,880	12,199.96	60,999,840	3.75	2013/7/4	2.60
17	イタリア	国債証券	4.25% BUONI POLIENNALI	500,000	11,436.31	57,181,573	11,893.81	59,469,067	4.25	2013/8/1	2.54
18	イギリス	国債証券	4.75% UKTREASURY	300,000	12,749.79	38,249,385	13,531.95	40,595,856	4.75	2020/3/7	1.73
19	ポーランド	国債証券	6% POLAND GOVT BOND	1,500,000	2,664.64	39,969,615	2,677.74	40,166,154	6	2009/5/24	1.71
20	イタリア	国債証券	5.25%BUONI POLIENNALI DE	200,000	11,840.66	23,681,339	12,256.57	24,513,155	5.25	2011/8/1	1.05

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	55.36
特殊債券	11.88
社債券	8.27

合計	75.51
----	-------

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の決算期末純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末	(平成18年12月25日)	1,414,061,338	1,440,924,349	1.0002	1.0192
第2期計算期間末	(平成19年3月26日)	1,377,312,073	1,385,504,110	1.0004	1.0063
第3期計算期間末	(平成19年6月25日)	1,167,741,823	1,199,240,020	1.0010	1.0280
第4期計算期間末	(平成19年9月25日)	1,117,169,798	1,127,203,475	1.0006	1.0096
第5期計算期間末	(平成19年12月25日)	1,101,947,766	1,104,149,627	1.0009	1.0029
第6期計算期間末	(平成20年3月25日)	964,547,732	964,547,732	0.9106	0.9106
第7期計算期間末	(平成20年6月25日)	866,615,826	871,145,695	0.9566	0.9616
第8期計算期間末	(平成20年9月25日)	704,010,835	704,010,835	0.8373	0.8373
第9期計算期間末	(平成20年12月25日)	559,851,251	559,851,251	0.6782	0.6782
	平成20年1月末日	1,041,915,060	—	0.9633	—
	平成20年2月末日	1,017,438,578	—	0.9511	—
	平成20年3月末日	961,229,879	—	0.9083	—
	平成20年4月末日	960,430,655	—	0.9452	—
	平成20年5月末日	966,851,520	—	0.9632	—
	平成20年6月末日	838,789,728	—	0.9258	—
	平成20年7月末日	816,070,057	—	0.9159	—
	平成20年8月末日	745,966,887	—	0.8740	—
	平成20年9月末日	674,763,537	—	0.8083	—
	平成20年10月末日	568,775,564	—	0.6831	—
	平成20年11月末日	547,424,359	—	0.6622	—
	平成20年12月末日	569,978,690	—	0.6904	—
	平成21年1月末日	524,219,076	—	0.6358	—

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	0.0190
第2期	0.0060
第3期	0.0270
第4期	0.0090
第5期	0.0020
第6期	0.0000

第7期	0.0050
第8期	0.0000
第9期	0.0000

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	1.9
第2期	0.6
第3期	2.8
第4期	0.9
第5期	0.2
第6期	△ 9.0
第7期	5.6
第8期	△12.5
第9期	△19.0

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年8月1日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社に取り引口座を開設のうえ、申込を行うことができます。

- (1) お申込の受付は、原則として営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
ただし、申込日当日が、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引のいずれかの休業日あるいはニューヨークまたはフランクフルトの銀行のいずれかの休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。
- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせ下さい。
- (5) 取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額^{※1}に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 解約請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。ただし、シカゴ商品取引所における米国債先物取引またはユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引のいずれかの休業日あるいはニューヨークまたは法兰克福の銀行のいずれかの休業日においては、解約申込を取扱いいたしません。
- (4) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額^{※1}とします。なお、受益者の1口当たりのお受取り金額は、当該一部解約の価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約につきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記（3）に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) 買取り（買取請求制）
販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

※1 基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （1）資産の評価 ②基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額^{※1}を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※1 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

② 基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせ下さい。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「（5）その他①信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月26日から6月25日まで、6月26日から9月25日まで、9月26日から12月25日まで、および12月26日から翌年3月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

①信託契約の解約

(A) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(B) 委託会社は、上記（A）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。但し、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(C) 上記（B）の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益

者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (F) 上記（C）から上記（E）までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（C）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。但し、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述④信託約款の変更（E）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、④信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④ 信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記（C）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書

委託会社は、毎年3月と9月の計算期末に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、信託財産に係る知られたる受益者に交付します。

⑦ その他の契約の変更

委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからでも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- (A) 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- (B) 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社が指定する日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (C) 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (D) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

- (A) 受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- (B) 償還金は信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。
- (C) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (D) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年12月26日から平成20年6月25日まで）及び当特定期間（平成20年6月26日から平成20年12月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

おきなわ かりゆしファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年 6月 25日現在)	当期 (平成20年 12月 25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,335,821	24,737,656
株式	78,980,000	59,294,600
親投資信託受益証券	761,210,616	475,679,666
派生商品評価勘定	28,001	1,683,204
前払金	—	5,072,922
未収入金	—	65,124
未収配当金	488,000	—
未収利息	310	115
差入委託証拠金	25,334,552	—
流動資産合計	889,377,300	566,533,287
資産合計	889,377,300	566,533,287
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,654,474	3,089,082
未払金	618,958	—
未払収益分配金	4,529,869	—
未払解約金	9,653,000	—
未払受託者報酬	202,562	121,285
未払委託者報酬	4,101,842	2,455,957
その他未払費用	1,000,769	1,015,712
流動負債合計	22,761,474	6,682,036
負債合計	22,761,474	6,682,036
純資産の部		
元本等		
元本	905,973,802	825,531,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△39,357,976	△265,679,838
（分配準備積立金）	2,809,019	4,044,088
元本等合計	866,615,826	559,851,251
純資産合計	866,615,826	559,851,251
負債純資産合計	889,377,300	566,533,287

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成19年 12月 26日 至 平成20年 6月 25日	当期 自 平成20年 6月 26日 至 平成20年 12月 25日
営業収益		
受取配当金	823,600	297,500
受取利息	88,734	64,279
有価証券売買等損益	△74,737,967	△252,216,350
派生商品取引等損益	45,205,173	△20,017,310
為替差損益	△5,451,909	41,642,752
その他収益	166,294	186,300
営業収益合計	△33,906,075	△230,042,829
営業費用		
受託者報酬	419,657	285,613
委託者報酬	8,498,003	5,783,456
その他費用	1,971,755	1,984,110
営業費用合計	10,889,415	8,053,179
営業損失（△）	△44,795,490	△238,096,008
経常損失（△）	△44,795,490	△238,096,008
当期純損失（△）	△44,795,490	△238,096,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,913,972	△7,188,388
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,017,234	△39,357,976
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,540,056	6,047,936
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,540,056	6,047,936
剰余金減少額又は欠損金増加額	675,935	1,462,178
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,637	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	630,298	1,462,178
分配金	4,529,869	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△39,357,976	△265,679,838

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 自 平成19年12月26日 至 平成20年 6 月25日	当期 自 平成20年 6 月26日 至 平成20年12月25日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1) 株式 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価 基準および評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日に知りうる直近の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	(1) 先物取引 同左 (2) 為替予約取引 同左

3. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の 計算に関する規則」（平成12年総理府令第 133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通 貨の額をもって記録する方法を採用してお ります。但し、同第61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加えて、外 貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損 益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通 貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前 日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨 基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国 投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺 した差額を為替差損益とする計理処理を採 用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左
------------------------------------	--	-------------------

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (平成20年 6 月25日現在)	当期 (平成20年12月25日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定 元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,100,930,532円	905,973,802円
期中追加設定元本額	28,513,290円	4,616,630円
期中一部解約元本額	223,470,020円	85,059,343円
2 担保資産		
差入代用有価証券	54,827,000円	40,300,600円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っておりその差 額は39,357,976円であります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っておりその差 額は265,679,838円でありま す。
4 特定期間末日における受益権の総数	905,973,802口	825,531,089口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成19年12月26日 至 平成20年 6 月25日
1 分配金の計算過程	〔平成19年12月26日から平成20年 3 月25日までの計算期間〕
費用控除後の配当等収益額	95,147円

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	25,810円
分配準備積立金額	100,407円
当ファンドの分配対象収益額	221,364円
当ファンドの期末残存口数	1,059,231,787口
1万口当たり収益分配対象額	2.07円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円
〔平成20年 3 月26日から平成20年 6 月25日までの計算期間〕	
費用控除後の配当等収益額	7,173,315円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	41,671円
分配準備積立金額	165,573円
当ファンドの分配対象収益額	7,380,559円
当ファンドの期末残存口数	905,973,802口
1万口当たり収益分配対象額	81.43円
1万口当たり分配金額	50.00円
収益分配金金額	4,529,869円

項目	当期 自 平成20年 6 月26日 至 平成20年12月25日
1 分配金の計算過程	〔平成20年 6 月26日から平成20年 9 月25日までの計算期間〕
費用控除後の配当等収益額	1,534,460円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	39,727円
分配準備積立金額	2,606,332円
当ファンドの分配対象収益額	4,180,519円
当ファンドの期末残存口数	840,815,277口
1万口当たり収益分配対象額	49.69円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円
	〔平成20年 9 月26日から平成20年12月25日までの計算期間〕

費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	64,620円
分配準備積立金額	4,044,088円
当ファンドの分配対象収益額	4,108,708円
当ファンドの期末残存口数	825,531,089口
1万口当たり収益分配対象額	49.76円
1万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （平成20年6月25日現在）		当期 （平成20年12月25日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価損益 （円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価損益 （円）
株式	78,980,000	10,722,533	59,294,600	△7,784,900
親投資信託受益証券	761,210,616	46,785,707	475,679,666	△129,262,126
合計	840,190,616	57,508,240	534,974,266	△137,047,026

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

前期 自 平成19年12月26日 至 平成20年6月25日	当期 自 平成20年6月26日 至 平成20年12月25日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は次の通り であります。 ① 株式・債券関連では、有価証券指数等先物取引及び 外国市場証券先物取引であります。 ② 通貨関連では、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針	2. 取引に対する取組方針

デリバティブ取引に対する取組方針は、次の通りであります。 ① 株式・債券関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する現物の株式・債券に係る価格変動リスクおよび金利変動リスクの回避ならびに資産の配分から収益機会を得ることを目的としています。 ② 通貨関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する外貨建資産における将来の為替の変動によるリスクの回避ならびに通貨の配分から収益機会を得ることを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的 株式・債券関連のデリバティブ取引は、親投資信託の保有する現物の株式・債券に係る価格変動リスクおよび金利変動リスクの回避ならびに資産の配分から収益機会を得ること（資産配分）を、通貨関連のデリバティブ取引は親投資信託の保有する外貨建資産における将来の為替の変動によるリスクの回避ならびに通貨の配分から収益機会を得ること（通貨配分）を目的としており、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 株式・債券関連のデリバティブ取引に係るリスクは、資産市場動向および金利動向の変動による市場リスクであります。通貨関連のデリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動による市場リスク及び取引の相手方の信用リスクであります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた当ファンドの運用ガイドラインに従い運用担当部門が行った取引内容について、運用リスク管理担当部署でモニターする牽制体制を敷いています。またデリバティブ取引のみならず、当ファンド全体の年率リスクを日々算出し管理を行っております。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

該当事項はありません。

(2) 債券関連

区分	種類	前期（平成20年6月25日現在）				当期（平成20年12月25日現在）			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引 売建	85,049,763	—	85,238,448	△188,685	—	—	—	—
	合計	85,049,763	—	85,238,448	△188,685	—	—	—	—

(注)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等及び時価の邦貨換算は特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切捨てております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

5. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(3) 通貨関連

区分	種類	前期（平成20年6月25日現在）				当期（平成20年12月25日現在）			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建								
	米ドル	38,560,663	—	38,628,991	△68,328	40,527,172	—	38,960,788	1,566,384
	ユーロ	102,152,915	—	104,014,415	△1,861,500	48,168,000	—	50,556,000	△2,388,000
	スイスフラン	12,615,504	—	12,816,415	△200,911	9,738,344	—	10,439,426	△701,082
	ポーランドズロチ	11,165,350	—	11,472,400	△307,050	5,598,510	—	5,481,690	116,820
	合計	164,494,432	—	166,932,221	△2,437,789	104,032,026	—	105,437,904	△1,405,878

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

ロ）特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている

対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2）特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	前期 (平成20年6月25日現在)	当期 (平成20年12月25日現在)
1口当たり純資産の額	0.9566円	0.6782円
(1万口当たり)	(9,566円)	(6,782円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	沖縄電力	100	6,520.00	652,000	
	インターネットイニシアティブ	28	103,700.00	2,903,600	代用有価証券で 28株 担保差入
	沖縄セルラー電話	25	194,000.00	4,850,000	
	サンエー	6,300	3,430.00	21,609,000	代用有価証券で 3,900株 担保差入
	沖縄銀行	4,300	3,450.00	14,835,000	代用有価証券で 4,300株 担保差入
	琉球銀行	11,000	835.00	9,185,000	代用有価証券で 11,000株 担保差入
	大和証券グループ本社	10,000	526.00	5,260,000	
合計		31,753		59,294,600	

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	ユナイテッド日本株式マザーファンド	238,491,411	214,165,287	
		ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド	186,104,739	261,514,379	
合計			424,596,150	475,679,666	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは「ユナイテッド日本株式マザーファンド」受益証券及び「ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、これらの親投資信託の状況は、次の通りです。

ユナイテッド日本株式マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年6月25日現在)	(平成20年12月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,850,020	8,006,909
株式		2,384,619,000	1,525,972,000
未収入金		131,508,711	—
未収配当金		14,528,900	795,000
未収利息		24	37
流動資産合計		2,532,506,655	1,534,773,946
資産合計		2,532,506,655	1,534,773,946
負債の部			
流動負債			
未払金		109,164,168	—
その他未払費用		8,595	6,615
流動負債合計		109,172,763	6,615
負債合計		109,172,763	6,615
純資産の部			
元本等			
元本		1,364,544,417	1,709,151,924
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		1,058,789,475	△174,384,593
元本等合計		2,423,333,892	1,534,767,331
純資産合計		2,423,333,892	1,534,767,331
負債純資産合計		2,532,506,655	1,534,773,946

(注) 「ユナイテッド日本株式マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年3月26日から9月25日まで及び9月26日から翌年3月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年6月25日及び平成20年12月25日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6 月25日	自 平成20年 6 月26日 至 平成20年12月25日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 ・金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 ・金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 ・時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

(平成20年 6 月25日現在)

1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,505,451,634円
同期中における追加設定元本額	36,515,361円
同期中における一部解約元本額	177,422,578円
同期末における元本の内訳	
ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1	1,052,843,890円
ユナイテッド・タートルファンド 2（適格機関投資家向け）	26,836,663円
ユナイテッド・タートルファンド 3（適格機関投資家向け）	87,208,642円
おきなわ かりゆしファンド	197,655,222円
計	1,364,544,417円
2 平成20年6月25日における受益権の総数	1,364,544,417口

(平成20年12月25日現在)	
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,364,544,417円
同期中における追加設定元本額	445,101,919円
同期中における一部解約元本額	100,494,412円
同期末における元本の内訳	
ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1	1,323,628,920円
ユナイテッド・タートルファンド 2（適格機関投資家向け）	40,202,237円
ユナイテッド・タートルファンド 3（適格機関投資家向け）	106,829,356円
おきなわ かりゆしファンド	238,491,411円
計	1,709,151,924円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は174,384,593円であります。
3 平成20年12月25日における受益権の総数	1,709,151,924口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年6月25日現在)		(平成20年12月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,384,619,000	186,568,209	1,525,972,000	△381,530,884
合計	2,384,619,000	186,568,209	1,525,972,000	△381,530,884

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、平成20年3月26日から平成20年6月25日まで及び平成20年9月26日から平成20年12月25日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	（平成20年６月25日現在）	（平成20年12月25日現在）
１口当たり純資産の額	1.7759円	0.8980円
（1万口当たり）	（17,759円）	（8,980円）

（3）附属明細表

第１ 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	新興プランテック	30,000	739.00	22,170,000	
	宇部興産	240,000	243.00	58,320,000	
	日本農薬	35,000	565.00	19,775,000	
	昭和シェル石油	35,000	841.00	29,435,000	
	太平洋セメント	310,000	171.00	53,010,000	
	S E Cカーボン	41,000	297.00	12,177,000	
	住友金属工業	1,000	215.00	215,000	
	古河電気工業	120,000	423.00	50,760,000	
	東京製綱	100,000	253.00	25,300,000	
	日本製鋼所	100,000	1,156.00	115,600,000	
	小池酸素工業	60,000	234.00	14,040,000	
	新晃工業	70,000	225.00	15,750,000	
	岡野バルブ製造	55,000	445.00	24,475,000	
	明電舎	145,000	279.00	40,455,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	100,000	515.00	51,500,000	
	富士通ゼネラル	100,000	151.00	15,100,000	
	ホシデン	10,000	1,481.00	14,810,000	
	山武	21,000	2,150.00	45,150,000	
	川崎重工業	310,000	181.00	56,110,000	
	近畿車輛	50,000	436.00	21,800,000	
	任天堂	1,500	34,200.00	51,300,000	
	ローソン	10,000	5,190.00	51,900,000	
	エービーシー・マート	12,000	3,230.00	38,760,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	31,000	2,905.00	90,055,000	
	ニトリ	13,000	6,940.00	90,220,000	

	ファーストリテイリング	4,000	12,800.00	51,200,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	135,000	545.00	73,575,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	300	376,000.00	112,800,000	
	みずほフィナンシャルグループ	400	257,700.00	103,080,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	100	309,000.00	30,900,000	
	東京海上ホールディングス	31,000	2,530.00	78,430,000	
	T&Dホールディングス	20,000	3,390.00	67,800,000	
合計		2,191,300		1,525,972,000	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ユナイテッド・グローバル債券マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年6月25日現在)	(平成20年12月25日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		325,428,773	252,947,820
コール・ローン		6,845,136	282,915,229
国債証券		1,826,121,488	1,422,265,130
特殊債券		328,595,887	283,860,410
社債券		258,859,424	205,090,550
未収利息		42,891,297	41,044,767
前払費用		588,112	—
流動資産合計		2,789,330,117	2,488,123,906
資産合計		2,789,330,117	2,488,123,906
負債の部			
流動負債			
その他未払費用		8,595	6,615
流動負債合計		8,595	6,615

負債合計		8,595	6,615
純資産の部			
元本等			
元本		1,600,905,648	1,770,627,457
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,188,415,874	717,489,834
元本等合計		2,789,321,522	2,488,117,291
純資産合計		2,789,321,522	2,488,117,291
負債純資産合計		2,789,330,117	2,488,123,906

（注）「ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド」の計算期間は、原則として、毎年３月26日から９月25日まで及び９月26日から翌年３月25日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成20年６月25日及び平成20年12月25日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成19年12月26日 至 平成20年 6 月25日	自 平成20年 6 月26日 至 平成20年12月25日
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 - 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 - 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 - 時価が入手できなかった有価証券	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。 - 金融商品取引所に上場されている有価証券 同左 - 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 - 時価が入手できなかった有価証券

	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	同左
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成20年6月25日現在)		
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,787,424,796円	
同期中における追加設定元本額	0円	
同期中における一部解約元本額	186,519,148円	
同期末における元本の内訳		
ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1	1,293,594,981円	
ユナイテッド・タートルファンド1（適格機関投資家向け）	29,147,520円	
ユナイテッド・タートルファンド2（適格機関投資家向け）	42,730,266円	
おきなわ かりゆしファンド	235,432,881円	

計	1,600,905,648円
2 平成20年6月25日における受益権の総数	1,600,905,648口

(平成20年12月25日現在)	
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,600,905,648円
同期中における追加設定元本額	223,899,714円
同期中における一部解約元本額	54,177,905円
同期末における元本の内訳	
ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1	1,513,956,374円
ユナイテッド・タートルファンド1（適格機関投資家向け）	27,836,078円
ユナイテッド・タートルファンド2（適格機関投資家向け）	42,730,266円
おきなわ かりゆしファンド	186,104,739円
計	1,770,627,457円
2 平成20年12月25日における受益権の総数	1,770,627,457口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年6月25日現在)		(平成20年12月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	1,826,121,488	△87,037,701	1,422,265,130	71,435,081
特殊債券	328,595,887	△11,112,587	283,860,410	6,147,288
社債券	258,859,424	△12,082,282	205,090,550	7,373,086
合計	2,413,576,799	△110,232,570	1,911,216,090	84,955,455

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は平成20年3月26日から平成20年6月25日まで及び平成20年9月26日から平成20年12月25日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 平成19年12月26日 至 平成20年6月25日	自 平成20年6月26日 至 平成20年12月25日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、為替予約取引を利用しており、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を目的としております。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的	3. 取引の利用目的

デリバティブ取引は、通貨関連で行っており、主に外貨建債券の買付けのための外貨資金の調達及び外貨建債券の売却代金に係る円資金の調達を利用目的としております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引のリスク管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定ならびに当該親投資信託の運用ガイドラインに従い、運用担当部門が行った取引内容を運用リスク管理担当部署で把握し、当該親投資信託全体のリスク管理を日々行っております。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成20年6月25日現在）	（平成20年12月25日現在）
1口当たり純資産の額	1.7423円	1.4052円
（1万口当たり）	（17,423円）	（14,052円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダドル	4.5%CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,132,850.00	
	小計		1,000,000.00	1,132,850.00	
				(84,374,668)	
	ユーロ	3.75% DEUTSCHLAND REP	500,000.00	529,100.00	
		4.25% BELGIUM KINGOM	1,000,000.00	1,031,500.00	

国債証券	小計	4.25% BUONI POLIENNALI	500,000.00	514,650.00	
		4.25% DEUTSCHLAND REP	1,000,000.00	1,088,700.00	
		5.25% BUONI POLIENNALI DE	200,000.00	209,260.00	
		5.35% HELLENIC REPUBLIC	1,000,000.00	1,006,800.00	
		5.5% DEUTSCHLAND REP	1,000,000.00	1,246,400.00	
		5.5% FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	1,050,000.00	
		6% BUONI POLIENNALI DEL	500,000.00	550,150.00	
		6.15% BONOS OBLIG DEL EST	1,000,000.00	1,111,500.00	
	英ポンド		7,700,000.00	8,338,060.00	
				(1,054,681,209)	
	小計	4.75% UKTREASURY	300,000.00	336,450.00	
		8.0% UK TREASURY	500,000.00	728,250.00	
	スイスフラン		800,000.00	1,064,700.00	
				(141,967,098)	
	小計	4.25% SWISS GOVT	1,000,000.00	1,125,500.00	
			1,000,000.00	1,125,500.00	
	ポーランドズロチ			(94,868,395)	
		6% POLAND GOVT BOND	1,500,000.00	1,494,000.00	
	小計		1,500,000.00	1,494,000.00	
				(46,373,760)	
	合計			1,422,265,130	
				(1,422,265,130)	
特殊債券	米ドル	4.25% KFW	1,000,000.00	1,015,000.00	
		4.375% EKSPORTFINANS	1,000,000.00	993,800.00	
		5.25% JAPAN BK INTL COOP	1,000,000.00	1,129,860.00	
	小計		3,000,000.00	3,138,660.00	
				(283,860,410)	
特殊債券	合計			283,860,410	
				(283,860,410)	
社債券	米ドル	4.875% GEN ELEC CAP CRP	1,000,000.00	960,000.00	
			1,000,000.00	960,000.00	
	ユーロ			(86,822,400)	
		4.375% RABOBANK NEDERLAN	1,000,000.00	935,000.00	
社債券	小計		1,000,000.00	935,000.00	
				(118,268,150)	
	合計			205,090,550	
				(205,090,550)	

合計			1,911,216,090	
			(1,911,216,090)	

有価証券明細表注記

（注１）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注３）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注４）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	特殊債券3銘柄	76.6%	19.4%
	社債券1銘柄	23.4%	
カナダドル	国債証券1銘柄	100.0%	4.4%
ユーロ	国債証券10銘柄	89.9%	61.4%
	社債券1銘柄	10.1%	
英ポンド	国債証券2銘柄	100.0%	7.4%
スイスフラン	国債証券1銘柄	100.0%	5.0%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	100.0%	2.4%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下は平成21年1月30日現在のファンドの純資産額計算書であります。

【純資産額計算書】

I 資産総額	525,592,332 円
II 負債総額	1,373,256 円
III 純資産総額（I－II）	524,219,076 円
IV 発行済数量	824,511,089 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6358 円

（参考情報）親投資信託受益証券の純資産額計算書

ユナイテッド日本株式マザーファンド

I 資産総額	1,381,106,460 円
II 負債総額	8,820 円
III 純資産総額（I－II）	1,381,097,640 円
IV 発行済数量	1,717,107,862 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8043 円

ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド

I 資産総額	2,343,438,641 円
II 負債総額	8,820 円
III 純資産総額（I－II）	2,343,429,821 円
IV 発行済数量	1,777,133,196 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3187 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	1,444,142,698	30,300,000
第2期	10,740,221	47,790,000
第3期	3,737,001	213,930,000
第4期	19,847,737	69,986,711
第5期	60,333,795	75,864,209
第6期	18,288,626	59,987,371
第7期	10,224,664	163,482,649
第8期	228,826	65,387,351
第9期	4,387,804	19,671,992

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

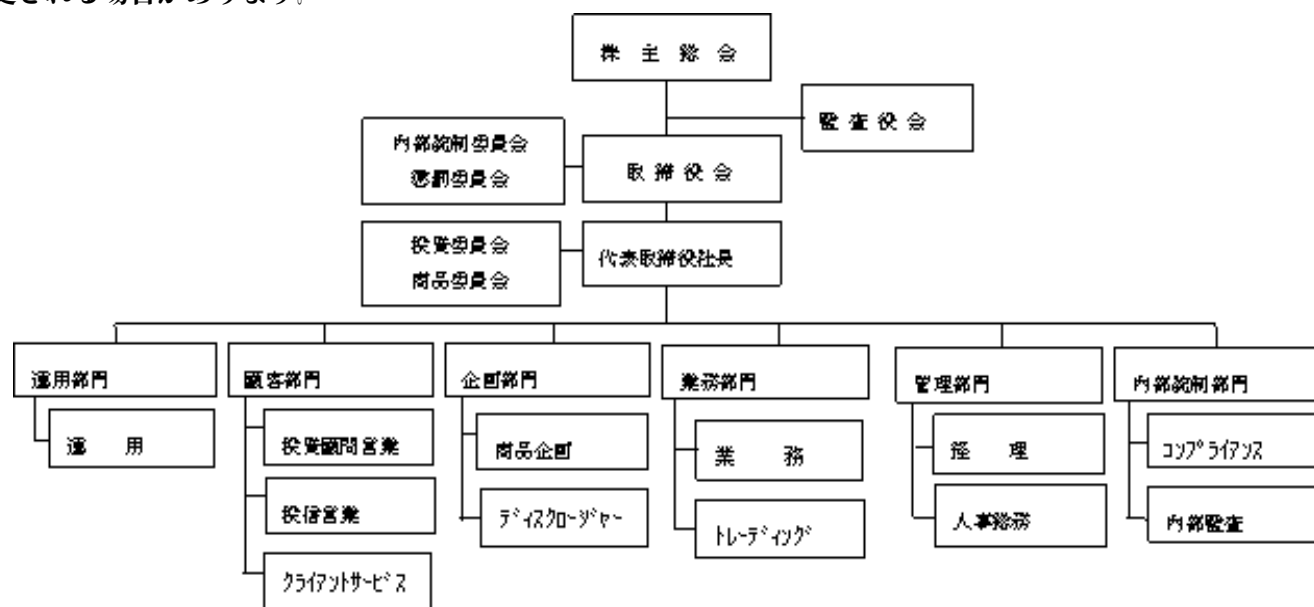
平成21年1月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成16年12月21日に 150,000,000円の増資 平成17年11月29日に 25,000,000円の増資 平成18年12月7日に 150,000,000円の増資 平成19年11月30日に 250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

- ① 平成21年1月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

② 組織図

平成21年1月30日現在、委託会社の組織は次の通りとなっております。なお、委託会社の組織は将来変更される場合があります。



③ 投資運用の意思決定機構

- 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長

に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数38本、純資産総額62,767百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	36	60,066
単位型株式投資信託	2	2,701
合計	38	62,767

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			127			137	
預金			628,606			755,883	
前払費用			10,219			9,854	
未収委託者報酬			86,366			62,409	
未収収益			61,516			24,182	
立替金			47,753			33,942	
その他			54			6,595	
流動資産計			834,644	92.3		893,005	92.9
固定資産							
有形固定資産			18,541			16,822	
建物附属設備	*1	15,068			12,801		
器具備品	*1	3,472			4,021		
無形固定資産			1,841			1,758	
ソフトウェア	*1	547			464		
電話加入権		1,294			1,294		
投資その他の資産			48,760			50,066	
長期差入保証金		48,760			47,760		
長期前払費用		-			2,306		
固定資産計			69,143	7.7		68,648	7.1
資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							

預り金			18,726			15,170	
未払金			46,521			60,001	
未払手数料		43,715			31,358		
その他未払金		2,805			28,643		
未払費用			22,690			3,778	
未払委託調査費			167,461			78,368	
未払法人税等			2,709			1,637	
未払消費税等			4,850			-	
前受収益			-			355	
賞与引当金			17,000			-	
役員賞与引当金			7,000			1,500	
流動負債計			286,960	31.7		160,811	16.7
固定負債							
退職給付引当金			15,163			-	
長期末払金			-			2,666	
長期前受収益			-			4,868	
固定負債計			15,163	1.7		7,535	0.8
負債合計			302,123	33.4		168,346	17.5

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			780,000	86.3		1,030,000	107.1
資本剰余金							
資本準備金		770,000			250,000		
資本剰余金合計			770,000	85.2		250,000	26.0
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△948,335			△486,693		
利益剰余金合計			△948,335	△104.9		△486,693	△50.6
株主資本合計			601,664	66.6		793,306	82.5
純資産合計			601,664	66.6		793,306	82.5
負債・純資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0

(2) 【損益計算書】

				第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営業収益				%			%
		委託者報酬			1,367,689			994,998	
		投資顧問料			114,564			-	
		運用受託報酬			-			109,028	
		その他営業収益			56,770			45,952	
		営業収益計			1,539,023	100.0		1,149,979	100.0
		営業費用							
		支払手数料			447,225			365,681	
		広告宣伝費			6,035			8,259	
		調査費			543,323			363,208	
		調査費		48,508			46,150		
		委託調査費		493,858			316,269		
		図書費		955			788		
		委託計算費			15,015			1,744	
		営業雑経費			24,770			25,723	
		通信費		5,442			4,882		
		印刷費		17,694			19,478		
		諸会費		1,633			1,363		
		営業費用計			1,036,370	67.3		764,617	66.5
		一般管理費							
		給料	*1		426,866			419,591	
		役員報酬		36,862			40,684		
		給料・手当		353,198			367,674		
		賞与		2,805			9,733		
		役員賞与		10,000			-		
		賞与引当金繰入額		17,000			-		
		役員賞与引当金繰入額		7,000			1,500		
	租税公課			5,934			3,160		
	不動産賃借料			31,093			32,830		
	退職給付費用			9,689			10,507		
	固定資産減価償却費			4,418			4,055		
	消耗器具備品費			10,181			11,262		
	機器賃借料			67,839			65,736		
	法律専門家報酬			4,400			6,767		
	新人採用費			13,776			18,862		
	諸経費			73,714			95,101		
	一般管理費計			647,916	42.1		667,874	58.0	
	営業損失			145,262	△9.4		282,512	△24.5	
営 業 外 損 益 の 部	営業外収益	*3							
		受取利息		0			0		
		その他営業外収益		2,689			0		
	営業外収益計		2,689	0.2		0	0.0		
	営業外費用								
	為替差損		2,554			3,249			
特 別 損 益 の 部	株式交付費償却		-			1,817			
		その他営業外費用	*4	4,434		1,220			
	営業外費用計		6,989	0.5		6,286	0.6		
	経常損失		149,562	△9.7		288,798	△25.1		
特 別 損 益 の 部	特別利益								
		賞与引当金戻入		198			1,390		
	特別利益計		198	0.0		1,390	0.1		
	特別損失								
	固定資産除却損		1,453			-			
特別退職加算金		-			20,000				
特別損失計		1,453	0.1		20,000	1.7			
税引前当期純損失				150,817	△9.8		307,407	△26.7	
法人税等		*2		950	0.0		-		
法人税、住民税及び事業税				-			950	0.1	
当期純損失				151,767	△9.9		308,357	△26.8	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	630,000	620,000	620,000	△796,568	△796,568	453,431	453,431
事業年度中の変動額							
新株の発行	150,000	150,000	150,000			300,000	300,000
当期純損失（△）				△151,767	△151,767	△151,767	△151,767
事業年度中の変動額合計	150,000	150,000	150,000	△151,767	△151,767	148,232	148,232
平成19年3月31日残高	780,000	770,000	770,000	△948,335	△948,335	601,664	601,664

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
平成 19 年 3 月 31 日残高	780,000	770,000	770,000	△ 948,335	△ 948,335	601,664	601,664
事業年度中の変動額							
当期純損失				△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357
繰越利益剰余金補填		△ 770,000	△ 770,000	770,000	770,000	—	—
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000
事業年度中の変動額合計	250,000	△ 520,000	△ 520,000	461,642	461,642	191,642	191,642
平成 20 年 3 月 31 日残高	1,030,000	250,000	250,000	△ 486,693	△ 486,693	793,306	793,306

重要な会計方針

項 目	第8期	第9期
	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	株式交付費 同 左
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	(1) _____ (2) _____ (3) 役員賞与引当金 同 左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は601,664千円であります。	
	（固定資産の減価償却の方法） 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

追加情報

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第8期 (平成19年3月31日現在)	第9期 (平成20年3月31日現在)								
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>5,717千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4,232千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	5,717千円	器具備品	4,232千円	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>8,504千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,219千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	8,504千円	器具備品	5,219千円
建物附属設備	5,717千円								
器具備品	4,232千円								
建物附属設備	8,504千円								
器具備品	5,219千円								

ソフトウェア	3,479千円	ソフトウェア	3,760千円
--------	---------	--------	---------

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
*1 役員報酬の限度額は、次の通りです。 取締役 年額 250,000千円 監査役 年額 15,000千円	1 _____
*2 法人税等 法人税等950千円は住民税であります。	2 _____
*3その他営業外収益 調査費戻入 1,287千円 業務処理過誤 860千円 団体保険配当金 506千円 東京法務局取戻利息 19千円 法人税、地方税還付金等 6千円	3 _____
*4その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用を計上した ものであります。	*4その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円

(株主資本等変動計算書関係)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,500	600	-	3,100
合 計	2,500	600	-	3,100

(注) 平成18年12月7日に、株主割当の方法による新株式600株を発行いたしました。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000	-	4,100
合 計	3,100	1,000	-	4,100

(注) 平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

(リース取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具 備品</td><td>8,969</td><td>5,440</td><td>3,528</td></tr><tr><td>ソフトウ エア</td><td>11,641</td><td>9,121</td><td>2,520</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,610</td><td>14,561</td><td>6,048</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	8,969	5,440	3,528	ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520	合計	20,610	14,561	6,048	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具 備品</td><td>3,292</td><td>1,143</td><td>2,148</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>8,400</td><td>7,560</td><td>840</td></tr><tr><td>合計</td><td>11,692</td><td>8,703</td><td>2,988</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	3,292	1,143	2,148	ソフト ウェア	8,400	7,560	840	合計	11,692	8,703	2,988
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	8,969	5,440	3,528																														
ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520																														
合計	20,610	14,561	6,048																														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	3,292	1,143	2,148																														
ソフト ウェア	8,400	7,560	840																														
合計	11,692	8,703	2,988																														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																
1 年内 3,204千円	1 年内 1,432千円																																
<u>1 年超 3,137千円</u>	<u>1 年超 1,704千円</u>																																
合計 6,341千円	合計 3,137千円																																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																
支払リース料 4,907千円	支払リース料 3,218千円																																
減価償却費相当額 4,430千円	減価償却費相当額 2,921千円																																
支払利息相当額 324千円	支払利息相当額 168千円																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左																																
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左																																

(有価証券関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は平成17年12月31日より従来の確定給付型の退職一時金制度から確定拠出型年金制度に移行しております。	1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出型年金制度を採用しております。
2.退職給付債務に関する事項 <u>退職給付債務</u> 15,163千円 退職給付引当金 15,163千円 (注1)当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。	2. _____
3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 9,689千円 退職給付費用 9,689千円	3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上しております。
4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	4. _____

(税効果会計関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 332,103	繰越欠損金 129,623
未払保険料否認 1,263	未払保険料否認 598
未払賞与否認 1,141	未払賞与否認 3,961
未払事業税否認 716	役員賞与引当金否認 610
賞与引当金否認 6,917	未払事業税否認 279
退職給付引当金否認 6,169	確定退職金未払否認 1,085
その他 481	減価償却超過額否認 603
繰延税金資産小計 348,793	繰延税金資産小計 136,762

評価性引当額	(348,793)	評価性引当額	(136,762)
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-	繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	

(関連当事者との取引)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有直接100%	1名	経営管理	株主割当増資	500,000千円	—	—

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	194,085円29銭	1株当たり純資産額	193,489円48銭
1株当たり当期純損失	56,440円05銭	1株当たり当期純損失	89,743円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 151,767千円 普通株式に係る当期純損失 151,767千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 2,689株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	

(重要な後発事象)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当社は、平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金の減少を決議しました。これは、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越欠損金を填補するためのものです。 1.減少する資本準備金の額 770,000千円 2.資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成19年6月20日 効力発生日 平成19年6月29日	当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。 1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

1. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

区 分	注記 番号	第10期中間会計期末		
		平成20年9月30日		
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
現金			249	
預金			597,488	
前払費用			13,099	
未収委託者報酬			72,740	
未収収益			20,903	
立替金			25,992	
未収消費税等			1,710	
流 動 資 産 計			732,184	94.4
固定資産				
有形固定資産			17,054	
建物附属設備	*1	11,671		
器具備品	*1	3,508		
リース資産	*1	1,874		
無形固定資産			1,657	
ソフトウェア	*1	363		
電話加入権		1,294		
投資その他の資産			24,655	
長期差入保証金		22,760		
長期前払費用		1,894		
固 定 資 産 計			43,367	5.6
資 産 合 計			775,551	100.0

区 分	注記 番号	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金			11,435	
未払金			40,725	
未払手数料		23,143		
その他未払金		17,581		
リース債務			549	
未払費用			1,937	
未払委託調査費			65,410	
未払法人税等			1,819	
前受収益			815	
流 動 負 債 計			122,693	15.9
固定負債				

リース債務			1,427	
長期未払金			2,666	
長期前受収益			3,999	
固 定 負 債 計			8,093	1.0
負 債 合 計			130,786	16.9
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			1,030,000	132.8
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△385,235		
利益剰余金計			△385,235	△49.7
株主資本合計			644,764	83.1
純資産合計			644,764	83.1
負債・純資産合計			775,551	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	百分比
営業収益				%
委託者報酬			324,109	
運用受託報酬			42,665	
投資兼業報酬			7,319	
営業収益計			374,094	100.0
営業費用				
支払手数料			125,604	
広告宣伝費			1,160	
調査費			103,997	
調査費		22,945		
委託調査費		80,689		
図書費		361		
委託計算費			880	
営業雑経費			8,475	
通信費		2,345		
印刷費		5,189		
諸会費		940		
営業費用計			240,116	64.2
一般管理費				
給料			158,387	
役員報酬		11,742		
給料・手当		145,754		
賞与		891		
租税公課			1,551	
不動産賃借料			17,035	
退職給付費用			4,256	
固定資産減価償却費			2,728	
消耗器具備品費			2,532	
機器賃借料			33,286	
新人採用費			2,250	
諸経費			58,401	
一般管理費計			280,429	74.9
営業損失			146,451	△39.1
営業外収益				
受取利息			0	
その他営業外収益	*2		546	
営業外収益計			547	0.1
営業外費用				
支払利息			52	

為替差損			65	
その他営業外費用	*3		1,766	
営業外費用計			1,884	0.5
経常損失			147,788	△39.5
特別損失				
固定資産廃棄損			130	
リース会計基準の適用に伴う影響額			147	
特別損失計			278	0.0
税引前中間純損失			148,067	△39.5
法人税 住民税及び事業税			475	0.1
中間純損失			148,542	△39.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	
		資本準 備 金	資 本 剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利 益 剰余金		
				繰越利益 剰 余 金	合 計		
平成20年3月31日残高	1,030,000	250,000	250,000	△486,693	△486,693	793,306	793,306
中間会計期間中の変動額							
資本準備金の取崩（欠損 填補）		△250,000	△250,000	250,000	250,000	—	—
中 間 純 損 失				△148,542	△148,542	△148,542	△148,542
中間会計期間中の変動額合 計	—	△250,000	△250,000	101,457	101,457	△148,542	△148,542
平成20年9月30日残高	1,030,000	—	—	△385,235	△385,235	644,764	644,764

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第 1 0 期中間会計期間 （自 平成 2 0 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 9 月 3 0 日）
-----	---

1.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 リース資産を除いて定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 これによる損益への影響は軽微であります。また、中間財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,874千円、流動負債が549千円、固定負債が1,427千円増加しております。
2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第10期中間会計期末 （平成20年9月30日）	
*1 固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 9,634千円 器具備品 5,473千円 リース資産 1,114千円 (2) 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,861千円	

（中間損益計算書関係）

第10期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日）	
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。 有形固定資産 2,627千円 無形固定資産 101千円 *2 その他営業外収益は、主に賃借料過剰請求による戻り額であります。 *3 その他営業外費用は、業務処理過誤により発生した費用であります。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

2.新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3.配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） ①リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 ②リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第10期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日)	
1株当たり純資産	157,259円73銭
1株当たり中間純損失	36,229円76銭

（注）1.潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算上の中間純損失	148,542千円
普通株式に係る中間純損失	148,542千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,100株

（重要な後発事象）

第10期中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月 30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額（平成20年9月30日現在）

324,279百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 10,000百万円（平成20年9月30日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年9月30日現在)	事業の内容
おきなわ証券株式会社	628百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	50,002百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成20年7月3日
有価証券報告書	平成20年9月25日
有価証券届出書	平成20年9月25日
臨時報告書	平成20年9月29日

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているおきなわ かりゆしファンドの平成20年6月26日から平成20年12月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、おきなわ かりゆしファンドの平成20年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫㊞

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平㊞

業務執行社員 公認会計士 久保隆 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年8月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているおきなわ かりゆしファンドの平成19年12月26日から平成20年6月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、おきなわ かりゆしファンドの平成20年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月4日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西文夫 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本修平 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。